

別 紙

法人税基本通達のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第5款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第6款 その他の収益等</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等</p> <p>第1款 有価証券の譲渡損益等</p> <p>第2款 有価証券の取得価額</p> <p>第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等</p> <p>第5款 有価証券の時価評価損益</p> <p>第6款 デリバティブ取引に係る損益等</p> <p>第7款 ヘッジ処理による損益</p> <p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p>	<p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益の計算に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 有価証券の譲渡による収益</p> <p>第5款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第6款 その他の収益</p> <p>第2節 費用及び損失の計算に関する通則</p> <p>第1款 売上原価等</p> <p>第2款 販売費及び一般管理費等</p> <p>第3款 損失</p> <p>第3節 収益及び費用の帰属時期の特例</p>

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割 戻 し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その 他

第6章 削 除

第13章の2 外貨建取引の換算等

第1節 外貨建取引に係る会計処理等

第2節 外貨建資産等の換算等

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第4節 割 戻 し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第5節 その 他

第6章 有価証券の評価

第1節 有価証券の取得価額

第2節 株式の取得価額の特例

第3節 有価証券の評価の方法

第4節 信用取引等による株式の取得価額

第13章の2 外貨建債権債務の換算等

第1節 外貨建債権債務の換算

第2節 外貨建取引に係る会計処理等

二 収益等の計上に関する通則

改

正

後

改

正

前

第1節 収益等の計上に関する通則

第4款 有価証券の譲渡による損益

(有価証券の譲渡による損益の計上時期)

2-1-22 有価証券の譲渡による法第61条の2第1項(有価証券の譲渡損益の益金算入等)に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額(以下2-1-23の3

第1節 収益の計算に関する通則

第4款 有価証券の譲渡による収益

(有価証券の譲渡による収益の帰属の時期)

2-1-22 有価証券の譲渡による収益の額は、別に定めるものを除き、その引渡しがあった日の属する事業年度の益金の額に算入する。